

## 藤井寺市ホームページ広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市有料広告掲載に関する取扱規則（平成21年藤井寺市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市がインターネット上に公開している市ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の範囲)

第3条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、規則第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 藤井寺市ホームページの品位を汚すもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝を内容とするもの
- (3) 他者を誹謗中傷する内容を含むもの
- (4) 人権侵害のおそれのあるもの
- (5) 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
- (6) 金融業務の広告については、市指定金融機関及び市収納代理金融機関以外のものに係るもの
- (7) 広告主の行う事業・行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの
- (8) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

### (広告の規格)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横150ピクセル、5KB以下
- (2) 形式 GIF又はJPEG（アニメーション等画像が変化するものは不可）

### (広告の掲載優先順位)

第5条 広告の掲載優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち公共性の高いもの
- (3) 市内の商店街、市場、専門店の連合体
- (4) 市内の商店、事業所等
- (5) その他掲載基準を満たす広告

### (広告の掲載場所等)

第6条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページとし、掲載位置は、市が別に定めるものとする。

2 広告の掲載可能枠数は、原則として10枠以下とする。ただし、市長が必

要と判断した場合は、この限りでない。

(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は、原則3月以上1月単位とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載開始は、月の初日午前10時とし、掲載終了は、月の末日午後5時を原則とする。

3 広告掲載期間中、市が広告を掲載できない時間が生じた場合は、掲載できなかった時間を24で除して得た日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、市と広告掲載取扱業務契約を締結した広告取扱業者(以下「広告取扱業者」という。)が行う。

(広告の掲載申込等)

第9条 市ホームページへの広告の掲載を希望する者は、広告取扱業者に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 広告取扱業者は、前条の規定により申込みがあった場合は、第3条及び第4条の規定に基づき審査を行い、市に広告の承諾を求めなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告取扱業者は、第3条及び第4条の規定に基づき作成した広告を、市が指定した日までに、市の指定する方法により提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

3 市は、提出された広告原稿の内容が規則第3条第1項第3号アからケまで又は第3条各号若しくは第4条各号いずれかの規定に反すると判断したときは、広告取扱業者又は広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、別途市長が通知する金額内で広告取扱業者が定める。

2 広告主は、広告取扱業者が定める手続に従い、広告取扱業者に広告掲載料を納入する。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主又は広告取扱業者の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

2 前項のただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取消)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告主又は広告取扱業者に通知することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
  - (2) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、規則第3条第1項第3号アからケまで又は第3条各号のいずれかの規定に該当することとなったとき。
  - (3) 指定する日までに広告掲載料の納付がなかったとき。
- 2 市は、前項の規定による取消し等により広告主が受けた損害については、その責任を負わない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により広告取扱業者を通じて市に申し出なければならない。ただし、既に支払いを済ませた広告掲載料の払い戻しは、原則として行わない。

(広告等の変更)

第16条 広告主は、広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、原則として、その変更しようとする月の前月15日までに広告取扱業者を通じて市長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第11条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第11条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告の責任)

第17条 広告主は、広告の内容等に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。